

県南広域振興局長告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年4月6日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市川辺字柵瀬547番地先から537番地先まで	新	A 20.3～15.1 m	m 41.7
一関市川辺字柵瀬547番地先から字藤後向102番地先まで		B 46.0～11.7	872.9
一関市川辺字柵瀬547番地先から537番地先まで	旧	A 30.2～18.2	143.4
一関市川辺字柵瀬547番地先から字藤後向102番地先まで		B 46.0～11.7	872.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (2) 期間 令和3年4月6日から同年5月6日まで